

11月のごみ収集日について（お知らせ）

11月のごみ収集日程は、下記のとおりとなっておりますので、ご確認の上、きちんと分別して出してください。

◆11月のごみ収集日予定表（日付は11月の収集日です）

地区名	越 河 斎 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東 側	鷹 巣	市街東北本線 西 側
ペットボトル (第1曜日)	1日(火)	7日(月)	4日(金)	4日(金) に変更です	4日(金)	7日(月)	2日(水)
びん類 (第2・第5曜日)	8日(火) 29日(火)	14日(月)	11日(金)	10日(木)	11日(金)	14日(月)	9日(水) 30日(水)
缶 (第3・第5曜日)	15日(火) 29日(火)	21日(月)	18日(金)	17日(木)	18日(金)	21日(月)	16日(水) 30日(水)
プラスチック (第3曜日)	15日(火)	21日(月)	18日(金)	17日(木)	18日(金)	21日(月)	16日(水)
もやせないごみ (第4曜日)	22日(火)	28日(月)	25日(金)	24日(木)	25日(金)	28日(月)	24日(木) に変更です
紙 類	火	月	金	木	金	月	水
	1・8・15・ 22・29	7・14・ 21・28	4・11・ 18・25	10・17・ 24	4・11・ 18・25	7・14・ 21・28	2・9・ 16・30
もやせるごみ	火・金	月・木		月・水・木		火・水・金	
	1・4・8・ 11・15・ 18・22・ 25・29	7・10・14・17・21・24・28		2・7・9・10・ 14・16・17・21・ 24・28・30		1・2・4・8・ 9・11・15・ 16・18・22・ 25・29・30	

- 不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。
- ごみは、必ず当日の午前8時30分までに集積所に出してください（収集車が回収する時刻に合わせての搬出や前夜出しはしないでください）。
- びんは、色により3種類（①透明、②茶色、③その他）に分けて、それぞれ資源の袋（赤）に入れて出してください。
- 缶類とプラスチック類は、それぞれに分けて資源の袋（赤）に入れて出してください。

◎スプレー缶や使い捨てガライターのごみの出し方について

- 次のことをきちんと守ってごみ出しを行ってください。
- ★スプレー缶などは、①中身を必ず使い切ること。②必ず穴を開けること。（風通しの良いところで）
- ★ガライターは、ガスを使い切ること。

◎祝日に伴う収集日の変更について

福岡・小原地区の資源ごみ（ペットボトル）は4日（金）に、市街東北本線西側のもやせないごみは24日（木）に収集日に変更になります。お間違えないようお願いします。

◎可燃ごみの減量にご協力をお願いします。

日ごろよりごみの分別・減量にご協力をいただき、誠にありがとうございます。市民の皆様のご協力により、市の可燃ごみの排出量は平成13年度以降減少傾向にあります。しかし、平成16年度の可燃ごみの排出量は、前年度と比べて約1.5%増加し、今年度も8月までの可燃ごみの排出量は前年度の同月と比べて、約15%増加しております。原因の一つにごみの分別の不徹底が挙げられます。紙製のお菓子の箱や、メモ用紙、包装紙などは、燃やせるごみではなく、雑紙類に分類されます。「分ければ資源、混ぜればごみ」になることを常に意識し、3R（リユース：再使用、リデュース：ごみを出さない、リサイクル：資源として再利用）を通じて、市民の皆様一人ひとりがごみの減量に努められますようお願いいたします。

☆飼えない犬・猫の引き取り日のお知らせ

- 日時：11月17日（木） 11:00～11:30（時間厳守）
- 場所：白石市健康センター前

＜注意事項＞：犬を登録している方は、鑑札（小判形）をご持参してください（保健所の職員が来るまで待っていただくことがあります）。猫の場合は、必ず麻袋（土のう袋は不可）など丈夫な袋に入れてください。また、届出書が必要となりますので印鑑をご持参ください。

生活環境課 ☎22-1314

知っていますか？ 建退共制度

この制度は、建設現場で働く方々のために「中小企業退職金共済法」という法律により国が制定した退職金制度です。事業主の方は、現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛け金となる共済証紙を貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払う、いわば業界全体の退職金制度です。

- 詳細については、建退共宮城県支部までお問い合わせください。
- 加入できる事業主
建設業を営む方
- 対象となる労働者
建設業の現場で働く人
- 掛け金 日額310円
- 特徴
・ 国の制度なので安全・確実、申し込み手続きは簡単です。
・ 掛け金の一部を国が助成します。
・ 掛け金は事業主の負担となりますが、法人は損金、個人事業は必要経費として扱われ、税法上、全額非課税となります。
・ 事業主が変わっても退職金は企業を通算して計算されます。
・ 経営事項審査で加点評価の対象となります。

弁護士が無料で相談に応えます
クレジット・消費者金融による多重債務の返済でお困りの方への多重債務の返済でお困りの方の「無料法律・家計相談会」を昭和63年3月から毎年実施しておりますが、今年度も仙台弁護士会、東北経済産業局、宮城県、仙台市並びに（社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会（NACS）東北支部のご協力を得て、次の要領で開催します。秘密は厳守しますので安心してご相談ください。なお、定員数に限りがありますので、お早めにお申し込みください。

- 担当者
債務返済に関する法律相談：仙台弁護士会推薦の弁護士
債務返済および家計管理に関する相談：消費生活アドバイザー（財）日本クレジットカウンセラー協会
- 中退共制度 中小企業退職金共済制度のお知らせ
パートで働く方にも退職金を！
退職金は従業員の働く意欲を高め、退職後の生活を支える重要なものです。中退共制度（中小企業退職金共済制度）は、一般の従業員だけでなく、パートタイマーなどの短時間労働者（※）の方も加入できます。一般の従業員より低い掛け金（2,000円・3,000円・4,000円）も用意されていますので、加入しやすくなっています。また、新規加入助成に上乗せがあります。
※短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が通常の従業員より短く、かつ30時間未満の従業員をいいます。
- 建退共宮城県支部
☎022-263-2973
- 相談日時 11月22日（火）
9時30分～12時30分および13時30分～16時30分
- 予約受付時間
9時30分～12時30分および13時30分～16時30分
- 予約受付用電話番号
☎022-221-9681
- 相談会場 ハーネル仙台（宮城県労働福祉会館、仙台市青葉区本町2-12-7）4階 青葉本町
- 相談方法 相談者一人または一組につき、30分程度の面談を行います。
- 中退共制度 中小企業退職金共済制度
☎03-3436-0151

思いやりのある良質で信頼される医療を目指して


公立刈田総合病院紹介

① 病院機能評価の認定を受けました！！

当院は平成17年8月22日に病院機能評価の認定を受けました。病院機能評価は（財）日本医療機能評価機構が第三者機関として中立的な立場で病院の機能を評価し、一定の基準を満たしている場合、その病院を認定するものです。平成17年8月22日現在で1,738の病院が認定を受けています。評価の項目は「診療の質の確保」や「患者様の安全の確保」など577項目に及びます。

当院では平成15年の夏ごろから受審の準備を始めました。組織を見直したり、さまざまなマニュアルを新たに作成したり、職員全員が互いに協力し改善に取り組んだ結果、病院機能評価の認定を受けることができました。病院機能評価の最大の目的は患者様への医療サービス

の質を向上させることにあります。今後も病院機能評価の認定に甘んじることなく、患者様への良質な医療サービスを提供してまいります。



公立刈田総合病院 ☎25-2145